牛のゲノミック評価受託契約約款

第 1 条（目的）

本約款は、一般社団法人家畜改良事業団（以下「当団」という）が提供する牛のゲノミック評価（以下「本評価」という）に関し、評価依頼者（以下「依頼者」という）との契約条件、並びに当団の責任範囲等を定めることを目的とする。依頼者は、本評価の申込みをもって本約款のすべての条項に同意したものとみなす。

第 2 条（評価の内容）

1. 本評価は、依頼者より提供された牛の検体（被毛、血液、組織等。以下「検体」という。）および牛の個体情報（品種、血統、性別、生年月日等。以下「個体情報」という。）に基づき、当団が保有するゲノム情報解析技術および統計遺伝学的手法を用いて、遺伝的能力を推定し、数値等で報告するものである。
2. 本評価は、科学的知見および統計的モデルに基づいて行われるが、将来の繁殖成績、産肉成績、健康状態、その他の表現型を保証するものではない。

第 3 条（評価結果の利用）

1. 評価結果の利用は依頼者の責任において行うものとし、その結果をもとにした繁殖・淘汰・売買等の判断について、当団は一切の責任を負わない。
2. 雄牛については、本評価結果に基づいて当団が特に認めた場合に限り、「種畜」としての繁殖目的での利用が可能とされる。
3. 前項の条件を満たさない雄牛は、食肉出荷や研究用途等、種畜以外の目的での利用に限定される。依頼者はこれを遵守するものとする。
4. 依頼者が本評価の結果を第三者に譲渡または開示する場合、当該第三者に対しても本約款と同様の義務を遵守させるものとする。

第 4 条（免責および損害賠償）

1. 本評価の結果について、当団が誠実に作業を実施したにもかかわらず生じた誤判定、評価誤差、技術的限界による不正確性について、評価結果の利用により依頼者もしくは第三者に生じた損害について、原則として一切の責任を負わない。
2. 前項にかかわらず、当団の故意または重過失によって評価結果に重大な誤りが生じた場合に限り、依頼者に対し、依頼者が当該評価に対して実際に支払った評価料金の範囲内で損害賠償責任を負うものとする。
3. 評価結果の利用に起因する逸失利益、特別損害、間接損害、結果的損害、第三者からの請求に基づく損害等について、当団は一切責任を負わない。

4. 本評価は家畜改良を目的としたものであり、疾病診断や治療目的で使用することはできない。

第 5 条（検体の取り扱い）

1. 依頼者から提供された検体の所有権は、提供時点をもって当団に移転する。
2. 提供された検体は原則返却されず、当団が検査完了後、廃棄または研究目的で匿名化のうえ二次利用する場合がある。依頼者は、申込時にこれに同意するものとし、二次利用を望まない場合はその旨を書面により事前に申し出るものとする。

第 6 条（秘密保持）

1. 当団および依頼者は、本業務の実施に関して知り得た相手方の業務上の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 当団は、本業務の遂行のため必要な範囲で、解析委託先その他の関係者に対し情報を開示することができる。この場合、当団は当該開示先に対して本条と同等の秘密保持義務を課すものとする。
3. 前 2 項の規定は、本約款の終了後もなお有効に存続する。

第 7 条（去勢牛の取扱い）

本条は、依頼者が本評価の申込時に対象個体を「去勢牛」として申告した場合の取扱いを定めるものである。

1. （去勢申告個体の定義）依頼者が申込書において「去勢」と表示した個体（以下「去勢申告個体」という。）は、種畜（種雄牛）としての利用を目的としないことを前提に取り扱われる。本評価における解析項目、報告書の構成、料金区分等は、当該前提に基づき定められる。
2. （依頼者の表明保証）依頼者は、去勢申告個体について、申込時点において獣医学的に去勢処置が完了しており、かつ繁殖能力を有しないことを表明し保証する。申告内容に虚偽または重大な誤りがあった場合、依頼者は当団に対し直ちにその旨を通知しなければならない。
3. （繁殖目的利用の禁止）依頼者は、去勢申告個体を、いかなる方法によっても種畜として、または繁殖目的（自然交配、人工授精用精液採取、体外受精用配偶子採取、クローン作製等を含むがこれに限らない。）で使用してはならない。また、依頼者は、去勢申告個体から採取された生殖細胞・組織等を第三者に譲渡し、または繁殖目的で利用させてはならない。
4. （去勢確認の権利）当団は、必要と認めた場合、去勢申告個体について、合理的な範囲で次の各号の確認措置を実施することができる。依頼者は、これを正当な理由なく拒否し、妨害し、または虚偽の情報を提供してはならない。

(1) 去勢処置の実施記録（獣医師による施術証明、診療簿の写し等）の提示要求
(2) 対象個体の現況確認（獣医師の立会いによる視診・触診を含む。）

(3) 必要に応じたホルモン検査（テストステロン値等）または画像診断による確認
(4) 上記に付随する記録の閲覧および写しの取得

5.（違反時の違約罰及び損害賠償）依頼者が、去勢申告個体を、種畜として若しくは繁殖目的で使用した場合、または、去勢申告個体から採取された生殖細胞・組織等を第三者に譲渡し、若しくは繁殖目的で利用させた場合は、当団は、依頼者に対し、次の各号に定める請求をすることができる。
(1) 違約罰として、当該個体に係る評価料金の 10 倍に相当する額の請求
(2) 当団に前号の額を超える額の損害が発生した場合は、当団は、依頼者に対し、前号の請求と合わせて、その超える額を別途請求できるものとする。その損害には、当団の育種改良事業、データベースの整合性、若しくは公的事業との連携に支障が生じた場合におけるその回復に要する費用、逸失利益または信用毀損による損害を含むが、これらに限らない。
6.（登録の抹消等）依頼者が第 3 項に違反したことにより出生した子牛および当該子牛から派生した個体については、当団は当該個体に関する評価結果の取消し、登録抹消、および公表することができ、これにより依頼者または第三者に生じた損害について、当団は責任を負わない。

7.（去勢の未実施）依頼者が、去勢申告個体について去勢が未実施または不完全であったことが判明した場合は、速やかに当団に対し書面により申告し、去勢もしくはと畜を行わなければならない。去勢が実施されるまでの間、当該個体を繁殖目的で使用することはできない。
8.（公表および情報共有）当団は、本条に違反した依頼者または個体に関する情報を、当団の関連団体、登録機関、公的事業関係者その他の必要な範囲で共有・公表することができる。依頼者はこれに予め同意するものとする。

第 8 条（契約の解除）

1. 当団は、依頼者が本約款のいずれかの条項に違反した場合、催告なくして直ちに本契約を解除することができる。特に第 7 条（去勢牛の取扱い）に違反した場合は、当団は本契約の解除に加え、以後の依頼者からの申込みを一定期間または無期限で拒絶することができる。
2. 前項により本契約が解除された場合であっても、依頼者は既に支払った料金の返還を請求することはできない。また、本約款に基づく依頼者の損害賠償義務、秘密保持義務その他の義務は、本契約解除後もなお存続する。

第 9 条（準拠法および合意管轄）

本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関して生じるすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、令和８年１２月１日より施行する。
2. 本約款の改定は、当団のウェブサイトへの掲示その他相当な方法により周知することとし、周知後に行われた申込みについては改定後の約款が適用される。